

三次市生活道整備工事費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活道の整備工事を行う者に対して、当該工事に要する経費の補助金を交付することにより、生活道の整備を促進し、市民生活の向上及び公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 生活道とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、1戸以上の住宅が現に日常生活上、主として利用しているとともに、一般の通行の用に供しているものをいう。
- (2) 住宅とは、独立して居住の用に供しているものをいう。
- (3) 生活道整備とは、道路の舗装新設及び改良をいう。
 - ア 道路の舗装新設とは、アスファルト又はコンクリートによる舗装をいう。
 - イ 改良とは、幅員の拡幅（道路側溝新設、橋りょうを含む。）をいう。

(交付の対象事業)

第3条 補助金は、生活道の整備工事を行う者に対してその整備工事に要する経費に対し交付するものとする。ただし、次に掲げる各号すべてを満たす整備工事に限る。

- (1) 延長は、20メートル以上とする。（橋りょうは除く。）
- (2) 幅員は、舗装新設の場合0.9メートル以上とし、改良の場合3.0メートル以上とする。
- (3) 舗装厚は、アスファルトの場合3センチメートル以上のものとし、コンクリートの場合8センチメートル以上とする。
- (4) 橋りょうについて、河川管理者の許可を得ることができたもの。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める整備工事についても、補助金を交付するものとする。

(交付の対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、補助金交付の対象としない。

- (1) 小規模農業基盤整備事業等、国又は県の事業制度の対象となるもの
- (2) 生活道敷地の所有権その他の権利を有する者の同意が得られないもの
- (3) 生活道の路面排水が農業用水路、私有地等に流入する場合、その管理者又は所有者の承諾が得られないもの
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により開発行為の許可を受けて施行したもの
- (5) 市税、使用料等の滞納がある世帯
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

(補助金の額等)

第5条 補助金の補助率は、10分の5とし、橋りょうにあっては、3分の2とする。ただし、受益者が市民税非課税世帯の場合は10分の7.5とし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者の場合は10分の10とする。共同の工事をする場合は、世帯別の応分に負担するものとする。

2 前項に定める補助金は、一生活道につき50万円、ただし、橋梁は300万円を上限とする。その額が千円未満の端数を生じるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

3 補助金の額は、2万5,000円以上のものとする。

4 補助金の交付は、一生活道につき1回限りとする。ただし、事業量などにより一会計年度で完了し

ない場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、整備工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）により、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画書（様式第2号）
- (2) 工事施行同意書（用地及び排水地先関係者）（様式第3号）
- (3) 代表者選任届（受益者が2人以上の場合）（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 工事見積書（三次市登録業者に限る。）
- (6) 位置図及び設計図（平面図及び標準横断面図）
- (7) 現況写真（起点・終点・中間点）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、前条の申請により補助金を決定したときは、申請者に対し補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、補助金の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(整備工事の内容変更等)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた申請者が決定後に工事計画を変更しようとするときは、遅滞なく、工事計画変更承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ、適当と認めるものについては、工事計画変更承認通知書（様式第8号）により通知する。

(届出の義務)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた申請者が工事に着手したときは、工事着手届（様式第9号）を、工事が完成したときは、工事完成届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(完成検査)

第10条 市長は、工事完成届を受理したときは、速やかに、完成検査を行うものとする。

2 工事完成届に添付しなければならない書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事完成写真（3箇所以上）
- (2) 工事費領収書等支出が確認できるもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による完成検査の結果、工事に不備があった場合、改善を命ずるものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第1項の規定による完成検査の結果、工事が適切であると認めたときは、申請者に補助金交付請求書（様式第11号）の提出を求め、補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の全部又は一部の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(問題の解決)

第 13 条 事業の実施に伴い用地、路面排水等に問題が生じた場合は、受益者及び施工業者の責任により解決するものとする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の三次市生活道整備工事費補助金交付要綱（平成 12 年三次市告示第 25 号）、吉舎町生活道路整備費補助金交付要綱（平成 2 年吉舎町告示第 18 号）又は三良坂町生活道路整備費補助金交付規則（昭和 56 年三良坂町規則第 6 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(この告示の失効)

3 この告示は、平成 34 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 21 年告示第 43 号）

この告示は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 64 号）

この告示は、平成 22 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 23 年告示第 30 号）

この告示は、平成 23 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 28 日告示第 18 号）

この告示は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 39 号）

この告示は、平成 25 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 2 日告示第 29 号）

この告示は、平成 27 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日告示第 54 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日告示第 55 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 75 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。